

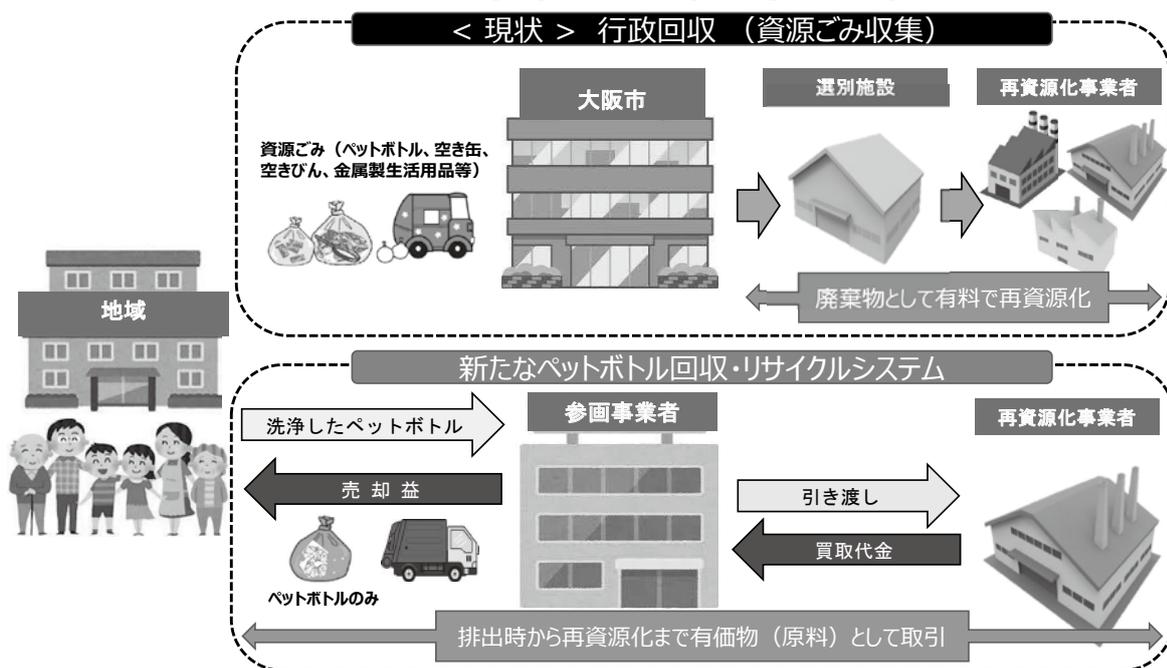
新たなペットボトル回収・リサイクルシステムに関する疑問に答えます

Q. 大阪市の資源ごみ収集と新たなペットボトル回収はどう違うの？

A. 大阪市では、ペットボトルを空き缶、空きびん、金属製の生活用品とあわせて「資源ごみ」（スプレー缶・カセットボンベ類は別袋）として収集し、民間の選別施設で選別後、圧縮・減容等の加工を行った上で、再資源化事業者へ引渡し、日本国内で卵パックや、服の繊維などとして、再資源化（リサイクル）しています。

一方、新たなペットボトル回収では、地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の地域コミュニティと契約した参画事業者がペットボトルを「有価物」として回収し、再資源化事業者へ直接引渡すことで、そこで得た売払費用から参画事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元し、活力ある地域社会づくりに貢献するとともに、日本国内で再資源化（リサイクル）することで、ペットボトルからペットボトル等への資源循環をより一層推進します。

● 資源ごみ収集とペットボトル回収の違いは？



Q. 資源集団回収で取り組むことはできるの？

A. 資源集団回収では取り組むことができません。ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されます。この取組では、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく、「有価物」として取り扱います。なお、この取組は、地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の規模で活動する必要があります。